

議案第 113 号

石垣市附属機関設置条例の一部を改正する条例

石垣市附属機関設置条例（昭和 51 年石垣市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 12 月 16 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

常勤の特別職の報酬等に関して調査及び審議するに当たり、教育長の給料の額に関するこ
とを特別職報酬等審議会の所掌事務に加える必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

石垣市附属機関設置条例(昭和51年石垣市条例第28号)の新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表		別表	
附属機関	担当する事務	附属機関	担当する事務
石垣市自治功労者表彰審査会	自治功労者の表彰に関して調査及び審査する。	石垣市自治功労者表彰審査会	自治功労者の表彰に関して調査及び審査する。
特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長_____の給料の額に関して調査及び審議する。	特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関して調査及び審議する。
石垣市農業自営者奨学生選考審査会	農業自営者奨学生の選考に関して調査及び審議する。	石垣市農業自営者奨学生選考審査会	農業自営者奨学生の選考に関して調査及び審議する。
(略)	(略)	(略)	(略)